

平成5年度新山村振興農林漁業対策事業
有線放送システム整備工事

1. 事業内容

(1) 施設の名称, 所在, 構造及び規模

ア. 施設の名称

(ア) 施設名称: 有線放送システムのうち分散局舎部分

(イ) 事業種目: 平成5年度新山村振興農林漁業対策事業

(ウ) 取得時期: 平成6年3月31日

イ. 施設の所在地

群馬県多野郡神流町大字黒田742-1

ウ. 構造及び規模

鉄骨ALCパネル造 3.6m×2.8m

(2) 事業主体名

群馬県多野郡万場町(現: 群馬県多野郡神流町)

(3) 事業費・補助金額・補助率

事業費 4,747,602円

(うち国庫補助金 2,373,801円)

(県補助金 712,140円)

(4) 施設の耐用年数, 経過年数

35年 12年

2. 処分の内容

旧万場町では平成5年度新山村振興農林漁業対策事業によって整備された有線放送システムによる行政告知、緊急告知、情報の受発信業務を行う一方、旧中里村では防災無線による行政告知放送を行っていました。

旧万場町の施設では、全町民に情報を流すためには本部局からの情報を分配する分散局が必要でしたが、新しいシステムでは、本部局から直接受信することが可能となることから、分散局舎については廃止します。

3. 取扱いの要件

(1) 旧万場町と、旧中里村では異なった放送システムが併存したことにより、電波法上の問題もあり、同一内容の放送ができず、住民に対し適時適切な情報の提供に支障をきたしてきました。これらを解消するためには早期に行政告知放送システムを統一する必要性がありました。

旧町村の情報伝達方法を統一することによって、両システムを同時に稼働される無駄はなくなり、経済的負担は軽減されます。

(2) 分散局の持っていた機能は、本部局に統合され、分散局舎は不要となります。分散局舎は、狭小の敷地に設置されており、更に周辺に農地が無く農林水産業施設として利用する立地にはありません。

(3) 処分対象となる分散局舎は、ケーブルテレビ事業に関連する資材及び防災関連資材倉庫としての活用を計画しており、引き続き公共財として利用予定です。

(4) 旧万場町における新山村振興農林漁業対策事業の目的は、町民に対する緊急時の防災情報伝達、中山間地域に住む町民間の豊かなネットワークの構築、及び人々のふれあいの輪を広げ活気ある地域づくりを支援するネットワークを構築することでした。新たなケーブルテレビ施設整備事業は、これらの補助目的を継承することから補助事業上支障ないと判断されました。